令和四年十月一日発行　伊勢崎市昭和町三九一九
編集発行人　栗原俊夫

Houjin

いせさき法人会報
2022.10.1　№285

表紙　Photo＆文：森村 高明氏

主な記事

●伊勢崎税務署長着任あいさつ……………………… 3
●令和５年度税制改正に関する提言（県連）…… 4～8
●人物往来 ………………………………………… 9
●行政機関からのお知らせ……………………10～13
●青年部会・女性部会…………………………14～15
●行事予定・コラム ……………………………16

ぜ～んぶ秋です

白樺の木「貴婦人」で有名な所です。普段は水がありませんが、大雨で湖が出来てしまいました。折良くカラマツ林の黄葉がまっ盛り、水面に映った風景は「秋まっ盛り」を謳歌する如く、また「行く秋」を惜しむが如くといった感じでしょうか？

一般社団法人　伊勢崎法人会
tel 0270-23-8453　fax 0270-23-4891
e-mail houjin84@eos.ocn.ne.jp

Shining person

株式会社　典企画
代表取締役
阿部　典生さん

弊社は、伊勢崎市香林町で２０１５年に設立した株式会社典企画と申します。主に会社やお店のパンフレット、看板、ホームページなどの様々な販促物のデザインを制作する広告代理業を営んでおります。

弊社には看板がございません。そのかわり伊勢崎市内外で直接お客さまの元へお伺いさせて頂きます。名刺やチラシなどの広告物を、どこに頼めば良いのかわからないというお客さまのために、お客さまと顔を合わせながらヒアリングをし、丁寧に対応させていただきます。その後、企画から提案、デザインのほか、写真撮影や動画撮影なども手掛けます。

お客さまの求めるイメージやニーズに合わせて、完全なるオーダーメイドで制作いたします。まだまだ新型コロナウイルスの影響を受けて、日々の生活様式や仕事のあり方が変化していく世の中です。人が毎日見る様々な広告物から得られる情報で、行動や意識が変化する広告の持つ「伝える力」がより一層必要になってくるかと思います。

見やすさ、わかりやすさなど「何を伝えたいのか」を大切に、広告物を制作させていただきます。

私は地元伊勢崎に生まれ、もっとお気軽にデザインをお求め頂き、地元企業さまや事業者さまの発展の一助となれるよう心がけて業務を行っております。

2022〈令和4年〉　税務カレンダー

10月

●９月分源泉所得税（復興特別所得税含む）の納付	10月11日（火）まで
●８月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付	10月31日（月）まで
●８月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付	10月31日（月）まで
●２月末決算法人（年１回）の法人税の中間申告と納付	10月31日（月）まで
●消費税及び地方消費税の中間申告と納付 ２月末決算法人（年１回及び年３回の場合） ５月末決算法人（年３回の場合） 11月末決算法人（年３回の場合）	10月31日（月）まで

11月

●10月分源泉所得税（復興特別所得税含む）の納付	11月10日（木）まで
●９月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付	11月30日（水）まで
●９月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付	11月30日（水）まで
●３月末決算法人（年１回）の法人税の中間申告と納付	11月30日（水）まで
●消費税及び地方消費税の中間申告と納付 ３月末決算法人（年１回及び年３回の場合） ６月末決算法人（年３回の場合） 12月末決算法人（年３回の場合）	11月30日（水）まで

12月

●11月分源泉所得税（復興特別所得税含む）の納付	12月12日（月）まで
●10月末決算法人の法人税、地方法人税の確定申告と納付	１月　４日（水）まで
●10月末決算法人の消費税及び地方消費税の確定申告と納付	１月　４日（水）まで
●４月末決算法人（年１回）の法人税の中間申告と納付	１月　４日（水）まで
●消費税及び地方消費税の中間申告と納付 ４月末決算法人（年１回及び年３回の場合） ７月末決算法人（年３回の場合） １月末決算法人（年３回の場合）	１月　４日（水）まで

税務署長着任のあいさつ

伊勢崎税務署長

坪谷　藤之

この度の異動により、伊勢崎税務署長を拝命いたしました坪谷でございます。前任地秩父税務署から参りました。

一般社団法人伊勢崎法人会におかれましては、「よき経営者をめざす者の団体」として、栗原会長をはじめ役員の皆様のご指導の下、e−Ｔａｘの利用促進、インボイス制度及び税制改正や各種施策の周知・広報に多大なるご尽力をいただいております。

また、「税に関する絵はがきコンクール」の開催や児童・生徒に対する「租税教室」において数多く講師を務めていただくなど、税の啓発活動について積極的に取り組んでいただいております。これらの活動に対しまして深く敬意を表するとともに、厚く御礼申し上げます。

私は、新潟県出身で埼玉県北に居を構えておりますが、群馬県勤務は、前橋署、高崎署に次いで３度目となりまして、群馬県にはご縁があると感じております。

伊勢崎税務署管内は、豊かな田園地帯と赤城、榛名、妙義の山々の雄姿を望めるほか、高速道や上武道路などの交通網の利便性を活かし、工業・商業共に成長を続けている発展性のある活気溢れる地域であり、このような地に勤務できることを大変光栄に感じております。

前任の伏木と同様、よろしくお願いいたします。

さて、コロナウイルス感染症の影響により我々の生活や経済活動は大きな変革を強いられておりますが、このような前例のない状況下におきましても、引き続き「納税者の利便性の向上」に取り組むとともに、課税・徴収の高度化・効率化を図りつつ「適正・公平な課税・徴収の実現」に努めていきたいと考えています。

来年 10 月には、消費税のインボイス制度が開始されます。

伊勢崎法人会の皆様には、税務署と連携した説明会の開催、会報誌への制度案内文の掲載など、周知・広報にご協力いただきまして感謝申し上げます。

皆様の企業では、インボイスを交付するために必要となる登録の申請はお済みでしょうか。

申請期限が近づきますと、登録までにお時間を要することが予想されますので、e−Ｔａｘを利用した早めの申請をお勧めしております。

インボイス制度につきまして、十分にご理解いただき、制度開始に向けたご準備をお願いします。

また、国税庁では、納税者の利便性向上と現金管理に伴うコスト縮減の観点のほか、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、キャッシュレス納付の利用促進を図っております。これまでも、キャッシュレス納付の周知・広報などにご協力いただいておりますが、まだご利用いただいていない企業の皆様には、是非、早期のご利用をご検討いただきますようお願いいたします。

税務行政の円滑な運営につきましては多くの取り組むべき課題がございますが、これらの取組を円滑に進めていくには、皆様のお力添えが不可欠であります。伊勢崎法人会の皆様には、税務行政の良き理解者として、引き続きご理解とご協力、ご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人伊勢崎法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念申し上げまして、着任のあいさつとさせていただきます。

令和5年度税制改正提言(県連)を提出

群馬県法人会連合会は、県内単位会から提出された税制改正提言をもとに6月10日開催の県連税制委員会での意見やその後、沼田法人会から提出された提言をもとに、最終的に横田税制委員長並びに齋藤会長の意見を盛り込み提言内容を纏め、決裁後、6月20日付けにて「令和5年度税制改正 群馬県連の提言」として全法連へ提出しましたので、その内容を次のとおり報告いたします。

なお、税制委員の皆様のご協力に対して、改めて厚くお礼を申し上げます。

≪はじめに≫

一昨年からの“コロナ禍”に加え、“ウクライナ侵攻”という予期せぬ事態により、我が国の経済は大きな影響を受けている。

昨年は経済成長が3年ぶりにプラスに転じたが、食料・エネルギー・電子部品等の供給に先行きの不安が生じており、さらには構造上“円安”の傾向は今後も続くと予想されている。

その他にも近隣諸国との軋轢、少子高齢化の進行など、解消には時間のかかる課題が多く、法人会の会員企業である中小企業にとって、引き続き厳しい状況が続くことが懸念される。

法人会では、長年にわたり「経済の活性化と財政の健全化に資する税制の確立」を骨子に、「財政の健全化＝プライマリーバランスの改善」に資する要望・提言を行ってきたが、コロナ対策による膨大な財政支出により、当面の改善は見込めない状況にある。

先ずは「経済の活性化に資する税制の確立＝中小企業の存続に資する税制措置」を中心に提言する必要があると考える。さらには、「行財政改革の徹底(＝無駄の削減)」も考慮して、無理無くバランスのとれた税制の実現を要望する。

アフターコロナの時代はまだまだ遠い。加えて新たな冷戦ともいえる国際情勢の中、我が国においてはエネルギー転換・新産業の育成・温暖化などの環境問題・少子高齢化と人口減少など、解決に時間のかかる課題が多い。

解決までの間、我が国の経済の礎である中小企業が存続できるよう、税制面において可能な限りの支援を要望したい。

≪基本的な課題≫

Ⅰ．税・財政改革のあり方

1．財政健全化に向けて

コロナ禍対策により、我が国は多額の財政支出を余儀なくされている。こうした中で、2025年度のＰＢ黒字化目標は大きく後退すると見られている。

我が国にとって、財政健全化は国家的課題と言うべきものではあるが、新型コロナが収束するまでは一時棚上げ状態でもやむを得ず、コロナ対策と経済活性化の両立を進めていく必要がある。

新型コロナが収束したら、直ちに本格的な税制改革に乗り出せるよう準備しておくことが大切である。その際には、財政健全化は歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要であり、特に歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

なお、プライマリーバランス黒字化については先送り論や撤廃論も根強いが、将来のためにも、達成年限を定めるべきである。

2．社会保障制度に対する基本的な考え方

我が国は急速に少子高齢化が進行しており、2040

年には高齢者人口がピークを迎え、また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年が迫っている。

持続可能な社会保障制度の構築にあたっては、社会保障関係費用の抑制と制度の効率化・重点化などの見直しが必要である。具体的には、以下について検討する必要がある。

(1)診療報酬体系の見直しとジェネリック医薬品の普及

(2)介護保険は真に要否を判定するなど、給付と負担の在り方の見直し

(3)高所得者の年金給付の削減と生活保護給付の適正化

3．行政改革の徹底

行政改革の取組みは極めて不十分であり、遅々として進まず、かえって肥大化しつつある。厳しい経済状況の中、国民に負担を求めるためには、国・地方において、徹底した行政改革が必要である。

国民に痛みを求める前に「まず隗より始めよ」の認識のもと、以下について期限を定めて改革を断行するよう求める。

(1)国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制

地方議会は議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。

(2)国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制

地方公務員給与は国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。

(3)特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減

(4)民間活力を阻害する各種規制を撤廃し、民間にできることは民間に任せ、成長に繋げる

(5)既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

4．マイナンバー制度

(1)　マイナンバー制度は公平で効率の良い社会保障制度の基盤として活用し、納税、年金、医療などに関する手続きの簡素化、事務の効率化により行政コストの削減などにつなげる必要がある。

(2)　令和４年４月１日現在の群馬県内のマイナンバーカード取得率は36.7％と全国平均（43.3％）を大きく下回り、都道府県別では全国44位に低迷している。

健康保険証・免許証として利用が可能となるなど、制度の整備は進みつつあるが、引き続き、利用範囲の拡大を行っていただくことを要望する。

(3)　制度の的確な運営のため、「国民大多数のカード取得が不可欠」である状況を早急に整備することが重要である。たとえば、行政手続きの個人認証の際には、マイナンバーカードの利用を必須にするなど、取得拡大に向けた諸施策を検討願いたい。

(4)　データ漏えい防止やシステムの管理等には徹底したセキュリティ対策が必要である。

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

1．中小企業の活性化に資する税制措置

法人税の軽減税率制度は租税特別措置法による時限措置として適用期限が延長されているが、長期化するコロナ禍においても、地域生活を支える雇用や地域経済の中心として重要な役割を担っている中小企業の財務基盤の安定化、さらにはその強化に向けて、法人税の軽減税率の本則化と軽減税率の適用所得金額の拡大により、中小企業の設備投資や雇用の安定化を促すべきである。

(1)軽減税率の本則化と適用所得の引き上げ

中小企業者等の年所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15％（本則課税19％）の適用期限が延長されたが、依然として租税特別措置法による時限措置のままであり本則化すべきである。

また、昭和56年以来800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を少なくとも2,000万円程度に引き上げることを要望する。

(2)法人税率の軽減措置

ＯＥＣＤ加盟国の法人実効税率の平均は25％、アジア主要10カ国の平均は22％となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げを求める。

また、創業間もない事業体への課税免除又は軽減措置など特段の配慮を求める。

(3)優良申告法人に対する法人税の一時的減税

新型コロナ感染拡大に伴い、地域経済を担う中小企業、小規模事業者の経営状況は極めて厳しい状

況となっている。こうした状況下においても、適正申告に積極的な中小企業優良申告法人に対して、一時的に法人税を減税するような優遇措置を要望する。

(4)退職給与引当金制度の復活

平成14年に連結納税制度の創設に伴い、退職給付引当金の計上が経過期間を経て廃止されたが、退職金を支払う法人に退職給付債務が存在することは事実であり、このような債務の発生金額を適時適切に損金として処理することが必要である。

会社法でも、「中小企業の会計に関する指針では、当期の負担に属する金額を当期の費用に計上しなければならない」としている。退職給付引当金制度は復活するよう要望する。

2．事業承継税制の拡充

事業承継制度は平成30年度税制改正にて大幅な改正がなされているが、アンケート結果では、「相続時精算制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める(50.2%)」・「事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める(45.5%)」など、更なる改正を求める意見が多数を占めている(いずれも群馬県内の回答)。

地域経済を支える中小企業は、経営者層の高齢化も進み、技術の伝承・事業承継には多くの困難がある。関連法規を整備し、事業承継の推進を図らなければ、我が国の産業構造並びに地域社会を支え続けてきた担税基盤が損なわれることになる。以下により、さらなる見直しが必要である。

(1)　欧州主要国のように、中小企業の活性化を目的に、「事業用資産を一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2)　生前贈与のさらなる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するなど、弾力的な対応を求める。

(3)　中小企業の未上場株式の評価方法を見直し、経営権の安定した継承のためにも、「払い込み金額による評価(旧額面)」とすべきである。

3．消費税引き上げに伴う対応措置

(1)　軽減税率制度は事業者の事務負担が大きく、税制の簡素化、税務執行コスト等の観点から問題が多い。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、是非を含めて見直しが必要である。

(2)　令和元年10月から消費税が10%へ引き上げられ、令和5年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入される。その際には「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となる。しかし、対応が出来ずに、制度の導入を機に廃業を考えている中小企業・個人商店も少なくないとの調査結果もある。

導入にあたっての事務負担の増加は明らかである。法人会がかねてより要望している「単一税率の維持」を改めて強く要望する。

(3)　令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式(インボイス制度)については、適格請求書発行事業者への移行に向けて段階的な措置が導入されたが、制度の十分な周知とこれまで消費税免税業者であった小規模事業者等への経営支援を願いたい。

(4)　制度導入後は取引相手から不当な仕入代金の減額、買いたたき、購入の強制等、増税分を適正に価額に転嫁できないことの無いよう、必要に応じた監視や措置が必要である。

(5)　システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して、特段の配慮を求める。

(6)　昨年4月から「消費税の総額表示」が義務化されたが、末端の小売段階で店内飲食・テイクアウトとも同一価格を採用するコンビニなど、軽減税率導入の趣旨にそぐわない措置を取るケースが散見されるので、徹底が必要である。

4．デジタルトランスフォメーション（ＤＸ）支援の充実

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォメーション(DX)に向けた投資促進税制が創設された。

DX推進は、顧客管理・業務の効率化・BCP対応・働き方改革などの面で大変重要だが、中小企業にとっては、IT人材の確保や資金確保面等で大きな課題があり、国による一層の支援を求める。

Ⅲ．地方のあり方

地方創生については、新たな創業支援等だけでなく、業態を正し、経営革新を行い、事業の再編と第二

創業に立ち向かう中小零細企業承継には新たな支援が必要である。社会構造の変化に対応したデジタル化の課題もあり、人材育成等を含め、幅広く、手厚く支援する必要がある。

≪税目別≫

Ⅰ．法人税関係

1．役員報酬の定期同額給与の廃止・役員給与の損金算入の拡充

会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理であり、定期同額給与の原則を廃止すること。

役員報酬は年額契約であり、事業年度を通して月々支払額が変動しても、事業年度総額で合っていれば認めることを要望する。

また、役員報酬は、本来、職務執行の対価であり、原則として、損金算入できるよう見直すべきである。具体的には、役員に対するボーナスは事前確定届出をすれば損金算入できるが、事前確定届出申請を行わなくても、役員報酬の総額の1割程度ボーナスであれば、損金算入を認めることを要望する。

2．消費税との二重課税の廃止

消費税と二重課税となっているガソリン税・酒税等は即刻廃止すべきである。

3．自動車関係諸税

ガソリン税を含む自動車関係諸税については、国際的に見ても過重な負担であることから、簡素化・軽減化を要望する。

しかしながら、将来的には道路のメンテナンス費用等の大幅増が予想されるため、仮に課税が継続される場合については「道路特定財源に戻すこと」を含め、慎重な議論を要望する。

また、「トリガー条項の発動」は、運送業者にとってはプラスとなるが、判断が難しいことに加え、大きな税収減につながる。物流に支障が生ぜぬよう、法人税での減免・補助金の導入などの対応を要望する。

4．印紙税の撤廃

売上代金に係る受取書の印紙税非課税額が３万円未満から５万円未満に引き上げられるなど、過去の法人会の要望は実現してきた。

しかしながら、ＩＴ化が進展する中、“紙”の文書に課税、電子取引に非課税という事態が生じており、印紙税自体が不合理で不公平な税制になりつつある。早急に制度自体の撤廃を要望する。

また、国・地公体は電子契約を推進する必要がある。

5．冠婚葬祭費等

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・香典花輪等は、地域に根ざした経済取引環境下にある中小零細企業にとっては広告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。

また、その支出の目的に応じて社会通念上必要と認められる祝い金、香典等または受領者側で益金に計上されるなど二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。

Ⅱ．個人所得税

1．個人所得税のあり方

個人所得税は、税収を支える基幹税として幅広く公平な負担を求める必要があり、少子高齢化、人口減少社会に対応した税制の構築が肝要である。このため社会保障制度の見直しを含めた一体的な見直し検討を願いたい。

2．年金課税の廃止

公的年金等控除が縮小・廃止の方向で議論が行われており、年金課税が強化されることとなっている。年金は高齢世代にとって、老後生活の糧となる重要な収入である。特に65歳以上の高齢者が受取る年金にかかる負担は増大する。年金課税は速やかに廃止すべきである。

Ⅲ．地方税関係

1．固定資産税の評価方法等の見直し

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見て、税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

加えて、事業用資産への課税は廃止を含めて見直しする必要がある。

また、家屋については、耐用年数をはるかに経過したものがかなりの評価額を構成している。再取得価格方式により評価しているが、評価方法の見直しを検討する必要がある。

2．事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的性格を有するとともに、中核都市（人口30万人以上）等だけに課税されるなど、課税対象となる基準等が不公平であり廃止を求める。

≪その他≫

1．震災復興

東日本大震災・熊本地震・北海道胆振東部地震、その他にも数多くの災害が発生し、財政出動・義援金等で支援をしているが、継続していくことが必要である。

2．租税教育

法人会における租税教育への取り組みは、子ども達が税の意義・使途等を　理解し、「税は日常から切り離せないもの」と認識してもらうための重要な事業と位置付けられており、小学6年生を対象とする「税に関する絵はがきコンクール」・「租税教室」は、学校側からも高い評価を受けている。また、本年4月には、民法の改正により成年年齢が18歳に引き下げられた。

税に関わることのみならず、契約や消費者教育、選挙権の行使など、子供たちが「実社会で必要な知識」が身につくようなカリキュラムの構築を要望する。

3．「電子申告・電子納税」e-Tax（イータックス）と eLTAX（エルタックス）

大規模法人の電子申告が義務化されたが、さらに利用者の事務軽減を図るべく、国税と地方税を同じシステムで電子申告・納税できるよう、ｅ-ＴａｘとｅＬＴＡＸの規格統一を検討し、電子申告制度の充実を図る必要がある。

また、電子申告・電子納税の更なる利用促進に向けて、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設を求める。

4．環境問題に対する教育の充実

ＳＤＧｓの概念が普及し、環境保全・脱炭素社会への意識が高まってきている。企業に対する「省エネ再エネ高度化投資促進税制」・「カーボンニュートラル投資促進税制」・「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」など、政策面での取り組み・整備が始まりつつある。

一方、永続的な環境保全の重要さを国民が共有し意識を高めるための「教育や啓発の実践」も重要である。

法人会では、子供たちに税の仕組みや使途を理解してもらうための「租税教育活動」を実践しているが、次代を担う子供たちが「2050年カーボンニュートラル」実現をめざし、環境問題に対する興味・関心を高められるよう、教育現場においても「環境教育」について充実されるよう要望したい。

5．水源税の創設

群馬県の緑の県民税と同様の趣旨で、利根川の水を利用する首都圏の大企業等を対象に「水源税」を新設し、利根川源流の環境保持に活用する。

6．少子化対策

晩婚率、未婚率の高さ、出生率の低さが少子化の理由と言われるが、現在行われている対策は、子育て支援が中心である傾向が強いと思われる。

先進各国の良い制度を採り入れ、子育て支援と並行して、晩婚と未婚の対策が必要である。

また、低所得者の未婚率の高さを鑑み、税制面からも結婚適齢世代が結婚し、子供を産み育てることができる社会づくりと環境づくりが必要である。

7．提言のあり方

法人会が中小企業の声を発信する組織ということを、より積極的に、より強くアピールするため、「税制改正要望大会」の復活を引き続き強く要望する。

また、コロナ禍の発生時や大規模自然災害発生時など、法人会として早い段階での経済・税制に対する“緊急提言”を行うことを要望する。

会員からの意見を集約した上での提言発信が筋ではあるが、全法連においては、税制小委員を核にして意見を速やかにまとめることが可能であり、「税のオピニオンリーダー」として必要な行動であると考える。

以上

人物往来

株式会社　オオサワ

https://oosawa-corp.com
【住所】佐波郡玉村町大字板井
908－122
【TEL】0270－64－0284
代表取締役　**大澤　文彦**

お世話になります。株式会社オオサワの大澤文彦と申します。

弊社は、平成6年に玉村町で開業し建築板金業を営んで今年で創業28年になります。

これもひとえにお客様や皆様のご支援の賜物と深く感謝しております。創業当初から群馬県内を中心に屋根･板金工事の専門業者として一般住宅から工場、ビル、大型ショッピングセンターといった様々な建築物の施工に携わってきました。

最近では特に老朽化した工場や一般住宅の屋根修理の依頼が多く、カバー工法や吹替工事が増加しています。

また、皆様は私たちの仕事に一般住宅の屋根を工事する業者が2種類あることをご存知でしょうか？

一つは陶器の瓦屋根を工事する瓦屋根工事業者。一つは金属屋根を工事する板金工事業者の二つがあります。

弊社は金属屋根を工事する板金工事業者で、これら二つの工事は全くの別物です。どちらを選択するかは屋根の工事によって変わってきますが、弊社は金属の素材を使った屋根の工事を得意とする会社です。

さらに、金属の素材を使った建築板金工事については、瓦屋根以外の屋根、雨樋、金属材の外壁、水回りの防水加工などを行う工事のことです。建物を雨や風、日光から守り寿命を長くすることを目的とした工事です。一見ではわからない箇所で使われることも多く、どのような工事かご存じない方も多いですが建物を長持ちさせるためには欠かせない工事なのです。経験と技術がなければ施工することは難しく、資格を要するプロでなければ出来ない工事です。

私たち(株)オオサワは、経験豊富で技術レベルが高い職人が全て責任をもって工事を担当しており、お客様の建物を雨や風などの外的要因から守ることを信念としております。

昨今の社会情勢によって建設材料の不足や高騰、人材不足など懸念材料も多いですが、社員に恵まれ培ってきた技術と知識を生かし乗り切っております。

今後とも地域密着型の屋根工事業者として、「お客様ファースト」をモットーに皆様に喜んでいただけるよう仕事に専念していく所存です。どうぞよろしくお願いします。

JRS株式会社

【住所】伊勢崎市日乃出町480－1
【TEL】0270－75－3145
代表取締役　**関口　潤**

大変お世話になっております、JRSの関口と申します。弊社は、2016年にステンレス板金や金属加工、樹脂加工業として創業しました。

その後、私が以前から環境問題に大きな関心を持っていた為、環境にやさしく、地球温暖化防止にも役立つソーラーLED外灯関連商品の開発･製造、販売にも取り組む事となりました。

太陽の光を利用して電気に変換するソーラー外灯は、電気工事や配線工事の必要がなく、太陽光を確保出来れば設置したその日から利用する事が出来ます。また、メンテナンスの頻度も少なく、もちろん電気代もかかりません。

二酸化炭素の排出削減にも大きく寄与出来るとして、近年特に注目されています。

地震や台風、豪雨など、日本では様々な自然災害が頻発しています。

ソーラー外灯はそういった災害時で、電力供給が止まった場合でも影響を受けないので、万が一の災害停電時に備える事が出来ます。また、もしその発生が夜間であった場合には、避難場所への誘導や避難施設での照明としても利用が可能です。

災害時の避難施設の役割が求められる学校、公民館、公園などへの導入の他、幹線道路への設置、民間のホテルなど多くの場所でご採用頂いています。

太陽の光で電気を生み出し、その電気を活用する事で、二酸化炭素の排出を抑える…太陽の恵みでくるくる回る社会…。全てを変える事は出来なくても一人一人の心がけで出来る事はあるはずです。

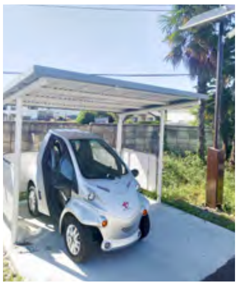

私も近場の移動には、ソーラーパネルを使って充電した超小型電気自動車を利用して、排出ガスを少しでも少なく出来るように心掛けています。

持続可能な社会の為に、会社として何が出来るのか？個人として何が出来るのか？

この機会にお考え頂けば幸いです。

退職金
社長の決断、応援します。
中退共の退職金制度なら
毎年10月は加入促進強化月間です。
安心　国の退職金制度　新規加入や掛金を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。
有利　掛金は全額非課税　手数料もかかりません。
簡単　外部積立型で管理も簡単　納付状況や退職金試算額を事業主さんにお知らせします。
パートタイマーさんや家族従業員も加入できます
詳しくはホームページへ
中退共　検索
お問合せはお気軽に
(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03)6907-1234
FAX (03)5955-8211

その相談、チャットボットを利用してみませんか？

税務職員ふたば

ご相談の対応範囲
インボイス制度
所得税の確定申告
24時間利用可能
※メンテナンス期間を除きます。

国税庁　ふたば

国税庁　法人番号7000012050002

スマホでのご利用
はこちらから！

国税の　簡単！便利な！　国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1 ダイレクト納付

こんな方におススメ！
e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報はこちら→

ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法：パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続：e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

2 振替納税

こんな方におススメ！
申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報はこちら→

振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法：預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続：初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。

3 インターネットバンキング等

さらに詳しい情報はこちら→

納付方法：インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続：インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー（https://www.pay-easy.jp/）」でご確認ください。

4 クレジットカード納付

さらに詳しい情報はこちら→

納付方法：「国税クレジットカードお支払サイト（https://kokuzei.noufu.jp）」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。

【群馬県からのお知らせ】

STOP!（ストップ）不正軽油

不正軽油の「製造」「販売」「使用」は違法行為です!

不正軽油とは？

軽油に**灯油**や**重油**を混ぜたり、**灯油**や**重油**を軽油と称して**販売・消費**される燃料などのことをいいます。
脱税だけでなく、環境汚染や有害物質の流出事故など、様々な分野に悪影響を及ぼす重大な社会問題です。

▼ 不正軽油に関する情報をお寄せ下さい ▼

□トラックに、灯油や重油を給油している人を見かけた。
□安い軽油を買わないか？などと、不審な業者から売り込みがあった。・・・など

【不正軽油 110 番】（前橋行政県税事務所　軽油広域調査係）

電話：027-231-2801

FAX：027-231-2809

なお、提供いただいた方の秘密は厳守します。

《不正軽油情報提供フォーム》

適正な軽油の流通と課税の公平を守るため、燃料の検査を実施しています。

群馬県では、走行中の車両や工事現場の重機などから
軽油のサンプルを採取して、灯油や重油などが
混入されていないか調査を行っています。

群馬県不正軽油撲滅対策協議会
群馬県石油商業組合、（一社）群馬県トラック協会、（一社）群馬県バス協会、
（一社）群馬県建設業協会、国土交通省群馬運輸支局、群馬県警察、群馬県

群馬県税の納税証明書は

ぐんま電子申請受付システム

で請求できます。

インターネットを利用可能なパソコン・スマートフォンから、群馬県税納税証明書のオンライン請求が可能です。
ご希望の行政県税事務所の窓口で交付（受取り）するため、電子証明書や、マイナンバーカードの読み取りに必要なＩＣカードリーダー等が不要です。

パソコン・スマホから申請　→　メールが届いたら　→　窓口で受け取るだけ！

24時間いつでもどこでも請求可能
お持ちのパソコン・スマホから申請可能！！

オンラインで請求したら、指定の時間以降に窓口へ行くだけ！
窓口での請求に比べて、待ち時間を短縮！！

注意事項

○交付（受取り）はご希望の行政県税事務所の窓口となります。
　※ご本人様確認を行いますので、運転免許証等本人確認のできるものをお持ちください。
　※ぐんま電子申請受付システムで請求した場合、郵送等による交付はできません。
○受取可能日時、受取期限は申請受理後、メールにてお知らせします。
　お急ぎの場合は、行政県税事務所へお問い合わせください。
○手数料は群馬県収入証紙による納付となります。
　※行政県税事務所窓口では購入できません。
○代理の方が受取る場合は、委任状（本書）の提出が必要です。
○継続検査（車検）用納税証明書は、ぐんま電子申請受付システムからは請求できません。

今すぐアクセス！
ぐんま電子申請受付システム　検索
またはTAXホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】
群馬県総務部税務課収納係
☎027-226-2194（直通）
またはお近くの県行政県税事務所

令和４年度租税教室

令和４年度の租税教室は、伊勢崎税務署管内の小学校17校を伊勢崎法人会青年部会及び女性部会が担当します。税の学習が1学期になったことから今年度は既に15校で行われましたので、その様子をご紹介いたします。なお、9月5日（月）には殖蓮第二小学校で、12月6日（火）には境小学校で行う予定です。

5月23日 あずま北小（泉）

5月24日 玉村小（荻原）

6月1日 赤堀南小（丹羽）

6月13日 玉村南小（川端）

6月14日 豊受小（杉原）

6月15日 南小（長谷川）

6月16日 赤堀東小（尾島）

6月17日 三郷小（矢尾）

6月22日 殖蓮小（金井）

6月23日 境采女小（赤石）

6月29日 北小（杉原）

6月30日 北第二小（神林）

6月30日 宮郷小（阿部）

7月5日 四ツ葉学園（杉原）

7月14日 茂呂小（齋藤）

女性部会

第2回ランチタイム研修

白井屋ホテル　SHIROIYA　HOTEL
　7月10日(日)午後0時45分現地集合
　13:00～14:00ブランチ
　14:30～15:15スタンウェイ、「スピリオ」による自動演奏
　16:00～　3班に分かれて「アートルーム」を視察させて頂く、その後自由解散。帰る時間には、ラウンジスペースからピアニストによる美しい曲が流れており、非日常を堪能しました。大満足！
　白井屋ホテルの紹介は2020.12.12 OPENホテル・めぶく。の広告を引用させて頂きました。

“まちの未来を変えるほどの出会いが、この地に。”
世界を代表するアーティストの競演による唯一無二の客室。建築家・藤本壮介 氏が約6年の歳月を費やした2つの棟。「SHIROIYA HOTEL」は、極上のご宿泊を提供致します。しかし、実はそれだけではありません。もっと大きな価値を生み出す装置です。国内外のゲストと街の人々との「交差点」であり「街のリビング」でもあります。群馬県前橋市という県庁所在地が、この先も、ずっと、そして少しずつ発展を続け、世界に誇れる魅力的な都市に育つ。この場所は、その「種」の一つです。お泊りいただかなくとも構いません。コーヒーを飲むだけでも、大切な人とのお食事でも。ぜひ一度、新たな出会いを体感してください。

　前橋市のサグラダ・ファミリアと呼ばれたほどの歳月が流れました。
　ジンズホールディングス田中仁 氏はそれまではアートにそれほど関心は無かったそうですが300年以上歴史がある旧白井屋旅館を取得され、それを生かすために世界中を視察されるうちにすっかり目覚めてしまったと、実兄、田中幸彦 氏(現代アートディレクター)から伺いました。それにもまして、田中仁 氏の地元愛への情熱に海外のアーティストも惚れ込み、世界のアートセレブが関心を抱くSHIROIYA　HOTELが誕生したのです。プレオープン時、施設とすべての部屋を拝見させて頂きました。
　客室は個々のアーティストによる設計。客室がアート、ラウンジスペースが森の中。まるでアンデルセン童話のメルヘンチックな風景が忽然とあらわれたような不思議な感覚。ちなみに藤本 氏は2025年開催の「大阪・関西万国博」の総合プロデューサーとしても国内外で活躍中です。

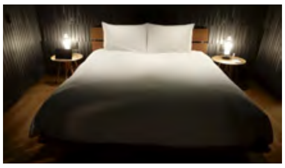

　ケーキ店(EMMEプロデュースSHIROIYA the PATISSERIE)コーヒー(BLUE BOTTLE COFFEE SHIROIYA Café)パン店(BEAVER BREADプロデュースSHIROIYA the BAKERY)も開店。10月29日(土)・30日(日)には、前橋ブックフェス2022で糸井重里 氏と田中仁 氏による本を交換するイベントも発表されました。
　オール群馬で地域経済を支援して参りましょう。
(女性部会長　杉原みち子)

花いっぱい運動(社会貢献活動)

6月21日(火)午前8時集合
「継続こそ力」の花いっぱい運動は事務局と公園緑地課に支えられ、23年目を迎えました。今回は福島社長が体調を崩されたので少々不安なスタートです。
　いつも通り、最初の1時間は周囲の刈り込み作業。準備と片付けに追われます。ブルーサルビア、マリーゴールド、ベゴニア。ガーデンデザイナーの福島さんがいらっしゃらないのでワイワイガヤガヤ、やっとみんなの思いが通じたお花畑が誕生。事務局のはからいで、作業途中に水分補給(冷やしてある)。心遣いがありがたく事務局というより仲間です。
　猛暑の中を9人もの参加者。カルティエ・グランカフェは休日ということで、イケメンのご主人も積極的に動いて下さいました。誠にありがたく手を合わせる思いです。2時間かかりました。
　実は後日談があり、通りかかった小暮笑鯉子さんから連絡があり、「花達がミイラになっているのですが、どなたが水の手配をされているのでしょうか？よろしかったら私が水をやっても宜しいでしょうか？」恥しいやら、申し訳ないやら猛反省です。手入れの行き届いた屋敷の庭をオープンガーデンとして開放されている笑鯉子さんとしては「お花がかわいそう！！」植栽当日も、大汗をかきながら「これから市役所で会議がある」と作業終了後、急いで役所に向かわれました。本当にいつもいつもお手伝いを頂いてありがとうございます。
(女性部会長　杉原みち子)

第93回ウオッチ・ザ議会

6月10日(金)午前10時、梅田弘美さん、増田久子さん、杉原みち子で傍聴。
　改選後の初の定例議会。新人議員の意欲を大きな声が物語っていて、微笑ましい議会でした。

●産業支援について
DX補助金などサポート補助金により販路が広がった。多面的に行動ができるようになった。

●フリースクールへの支援について
・令和2年度調査の不登校児童生徒数は、2,878人
・2024年、県下で初となる夜間中学校が開校予定
・ホットルームの設置。自分に合った居場所を見つけることが重要。

●コロナ感染症に係る企業支援について
令和2年度コロナ対策認定店応援金事業1,550件、7,750万円を給付。プレミアム商品券の換金実績9億8,460万円。

●災害時の避難対策について
・防災倉庫等へ段ボール間仕切り203個、全避難所へ簡易型テント、計1,140張り配備。
・空調設備設置は、学校施設において、体育館だけでなく教室等を開放し、既存施設の有効活用と知人宅等への分散避難の呼び掛けで、熱中症や感染症対策に配慮。
・避難行動要支援登録者数は、令和4年5月10日現在1,972人。

●学校教育について
・臨海学校は、3年連続中止。臨海学校運営委員会で協議。学校においてはビーチバレー、フォークダンス等ミニ臨海学校を検討。
・県内において独自に臨海学校施設を有しているのは伊勢崎市のみ。
・今年度学校プールは全ての小中学校で実施予定。
・コロナ禍において4月から6月9日までの学級閉鎖13学級。700人の児童生徒が感染し、登校できなかった。

●高齢者支援について
・ゴミ出し支援は、社会福祉協議会と連携を図り検討する。
・移動支援は、特に運転免許証自主返納件数、令和元年766件、令和2年698件、令和3年631件であり、デマンドバス導入等については検討していく。
・買物支援については、シルバーサポート隊へ補助金を交付。また、移動販売業者等の支援で対応している。

●電子地域通貨導入について
・国は2025年度までにキャッシュレス決済40%を目指しています。伊勢崎市の導入については、調査研究していく。

●物価高騰に伴う学校給食に関する負担軽減について
・油・パン・その他食材価格が上昇。献立を工夫し、旬の食材を選定することで価格を抑えている。市内産野菜の魅力を伝えるため、生産者のビデオメッセージ配信は、教育的観点から有効。

(あとがき)
　多岐に渡る行政分野の情報を議場で聴くことは、社会の動きを肌で感じます。臂市長は、常に「税金の使われ方に関心を持っていただきたい」と、話されます。そして市民の声を求めています。「埋蔵物調査からひも解く伊勢崎空襲」の会場にもご挨拶は勿論、最後まで同席され真剣に聞き入っていらっしゃいました。ちなみに伊勢崎空襲は、8月15日午前0時8分頃、B29が88機飛来。旧市の約40%が焼け、40人が死亡。米軍では、フィナーレ爆撃と呼んでいたとのこと。終戦が分かっていての置き土産だったのです。合掌
(女性部会長　杉原みち子)

群馬県税務功労者表彰

県税をとおして県政の発展に寄与した個人又は団体に対して、その功績をたたえるため令和４年度群馬県税務功労者表彰式が８月２日（火）午後３時から群馬会館２階ホールにおいて挙行されました。

本会からは、租税教育活動の功績により理事の矢内良春氏へ群馬県知事から賞状が授与されました。

理事　矢内良春氏

第71回 親睦ゴルフコンペ開催について

第71回親睦ゴルフコンペを次のとおり開催しますので、会員皆様の参加をお待ちしています。なお、申込等詳細については、同封のチラシをご覧ください。

- ●日　時　令和4年11月11日（金）　1組目スタート時刻：7時56分
- ●場　所　玉村ゴルフ場　佐波郡玉村町大字角渕5006－1
- ●申込期限　10月28日（金）　ただし、定員（40人）になり次第締め切ります。

令和4年度 これからの行事予定

月	日（曜日）	行　事	場　所
10月	2日（日）～3日（月）	女性部会視察研修	京都・滋賀方面
	4日（火）	広報委員会14:00	伊勢崎商工会議所
	6日（木）	決算期別説明会14:00	伊勢崎商工会議所
	13日（木）	全国大会千葉大会	幕張メッセ
	19日（水）～20日（木）	役員研修	広島・岡山方面
	24日（月）	公開セミナー18:30	伊勢崎市文化会館
11月	3日（木）	あずま産業祭（青年部会参加）	あずま総合運動公園
	10日（木）	税を考える週間記念事業（映画観賞会）	ムービックス伊勢崎
	11日（金）	第71回親睦ゴルフコンペ7:56	玉村ゴルフ場
	16日（水）	納税表彰式	プラザアリア
	24日（木）～25日（金）	全国青年の集い	沖縄市
12月	6日（火）	租税教室14:00	境小
		青年部会税務研修会18:00	ニューいづみ

Editor Column

コラム

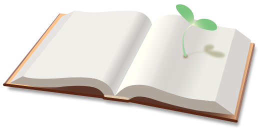

《コラム欄だけど、、、ある日の出来事をエッセイ風に》

ロビーで妻と別れてホテルから出た。外は突き抜けるような空。二日酔いの自分にはちと厳しいようだ。昨夜息子と一緒に飲みすぎたせいだ。はたして息子も二日酔いだろうか？

約束の時間まで１時間と40分ある。長いといえば長いが暇は潰せそうだ。カップヌードルミュージアムを横目に埠頭の方へ進んでみた。BBQをやっている集団が何組もいる。どうやらビンゴゲームが始まるらしい。リーダー格の人間がみんなを大声で集めている。その先には釣り人。海の上には２隻のヨットがどこからか入ってくる。ちょっとかっこいい。スタバでビールジョッキほどの大きさのアイスコーヒーを注文する。オープンテラスでコーヒーを嗜んでいてもやっぱり気になるのは隣のブルワリーだ。時間もあることだしクラフトビールでも飲もうかと二日酔いであることも忘れて真剣に悩む。やめておこう。それがいいと思う。オープンテラスは人間観察にはもってこいの場所だ。多種多様な人たちが行き交うのをわざと視線を外して見入る。それにしてもペット連れのなんと多いことか。しばらくするとポケットのスマホが静かに振動した。発信者は大方の予想はついている。目の前にそびえ立つ観覧車の中心に大きなデジタル時計があるからだ。

「もしもし。」、「早く戻ったほうが良さそうよ。」、「わかった、すぐ行く。」妻からだ。

まだ約束の時間には少し早いが戻ることにしよう。遠目から赤レンガ倉庫を傍観しながらホテルに戻る。来た道とは違う経路で戻るのも些細な楽しみのひとつだと思っている。フロントをスルーしてエレベーターのボタンを押す。クロークは３階だ。そこで荷物を受け取りさらに奥へと進む。スタッフが通り過ぎながら軽く会釈していく。目的の更衣室の中はすでに人の気配がしている。どうやら共用スペースらしい。見知らぬ人が先に着替えているが挨拶はかわさない。お互い緊張気味だ。着替えてはみるもののなんだかうまくいかない。それもそのはずモーニングなんて着たこともないからだ。髪型もワックスで整え、予め理容師から受け取っておいたハードスプレーで丁寧にセットする。柄にもなく深呼吸などしてみる。落ち着かない。姿見の前に立ってみる。やっぱり落ち着かない。それでも更衣室から一歩出れば、その瞬間から新郎の父親だ。愚息の結婚式のために一肌脱いでみようと心で小さく思う。慌ただしい午後の予感。なんだか楽しみでもある。

（広報委員　青山塗装㈱青山健太郎）